

〈別冊〉重要な事項等説明書 企業用賠償責任保険(小規模保育総合補償制度用)用 シェイアイ傷害火災保険株式会社

この書面にはご加入にあたっての「特に重要なお知らせ」が記載されております。「契約概要」には、ご加入に際して特にご確認いただきたい事項、「注意喚起情報」には、申込人にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、別途「小規模保育総合補償制度のご案内」、「普通保険約款・特別約款・特約」などを十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。また、「普通保険約款・特別約款・特約」などのご参照にあたりましては、ご遠慮なく保険契約者、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

契約概要(施設賠償責任保険)

1. 商品の仕組みについて

この保険は保険契約者をNPO法人全国小規模保育協議会、被保険者を同会の会員とする団体契約で、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款およびセットされる特約から構成されます。

賠償責任保険(企業用)普通保険約款 + 施設所有(管理)者特別約款
+ 飲食物危険補償特約(小規模保育補償制度用)
+ 人格権侵害補償特約(小規模保育補償制度用)
+ 初期対応費用補償特約(小規模保育補償制度用)
+ 訴訟対応費用補償特約(小規模保育補償制度用)
+ 特定危険補償特約

上記以外に自動セットされる特約があります。詳細につきましては、加入申込票をご確認ください。

2. 補償内容について

詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

- 1) 保険金をお支払いする主な場合
「小規模保育総合補償制度のご案内」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。
- 2) お支払いの対象となる損害
「小規模保育総合補償制度のご案内」の「お支払いする主な保険金」のページをご参照ください。
- 3) 保険金をお支払いできない主な場合
「小規模保育総合補償制度のご案内」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。

3. 特約について

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

4. 保険期間(保険のご契約期間)について

この保険の保険期間は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、「小規模保育総合補償制度のご案内」または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

5. 引受条件(保険金額など)について

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

6. 保険料について

お客様が実際にお支払いいただく保険料につきましては、「小規模保育総合補償制度のご案内」または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

7. 満期返戻金・契約者配当金について

このご契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

8. 保険料の払込みに関する事項(保険料払込方法、保険料払込期間)について

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

9. 解約返戻金などの有無およびそれらに関する事項について

ご加入を脱退される(解約される)場合には、保険契約者、取扱代理店または弊社にご連絡ください。脱退(解約)の条件によっては、普通保険約款などの定めるところにより、保険料を返還、または、未払保険料をご請求させていただくことがあります。なお、返還される保険料があっても、多くの場合で払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

注意喚起情報(施設賠償責任保険)

1. クーリング・オフ(契約申込みの撤回など)について

このご契約は、全国小規模保育協議会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリング・オフの対象ではありません。

2. 告知義務について

- (1) 保険契約者または被保険者には、加入申込票の記載事項(加入申込票およびその付属書類の記載事項をいいます。)について、ご加入時に正しく告知していただく義務(告知義務)があります。告知にあたっては、特に加入申込票に☆印を表示した項目の記載にはご注意ください。
- (2) 上記(1)に関して、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合には、弊社は、「告知義務違反」として、保険契約を解除することがあります。なお、弊社が「告知義務違反」による解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- (3) 上記(1)に関して、訂正が必要となった場合、訂正前の保険料と訂正後の保険料との差額について、弊社は保険料の返還または追加保険料の請求を行う場合があります。弊社が追加保険料の請求を行った際に、追加保険料をお支払いいただけなかった場合、保険契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

3. 重大な事由による解除について

弊社は、以下のいずれかに該当する場合には、「重大な事由」による解除として、ご加入を解除することがあります。なお、弊社が「重大な事由」による解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ① 保険契約者または被保険者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または、生じさせようとした場合
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または、行おうとした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合 など

4. 通知義務について

(1) 保険契約者または被保険者には、ご加入後に次のいずれかに該当する変更が発生した場合には、事前に(事前に変更の事実を把握できない場合は、遅滞なく)、取扱代理店または弊社にご連絡のうえ、契約内容変更依頼を行っていただく義務(通知義務)があります。

- ① 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ② ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- (2) 通知事項にかかる変更のご連絡がない場合や遅れた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また、変更の発生によって、この保険の対象となる危険が著しく増加した場合などにおいては、弊社は、ご加入を解除することがありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 上記(1)に関して、通知いただいた内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、弊社は保険料の返還または追加保険料の請求を行う場合があります。弊社が追加保険料の請求を行った際に、追加保険料をお支払いいただけなかった場合、ご加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

5. 住所変更について

ご加入後に住所を変更した場合には、遅滞なく、取扱代理店または弊社に通知していただく必要があります。

6. 責任開始期について

保険責任は、保険期間(保険のご加入期間)の初日の午前4時(加入申込票にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まります。保険料は「小規模保育総合補償制度のご案内」記載の方法によりお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害

に対しては保険金をお支払いできません。

7. 解約と解約返戻金について

「契約概要（施設賠償責任保険）9. 解約返戻金などの有無およびそれらに関する事項について」をご確認ください。

8. 事故が発生した場合について

(1) 事故の通知について

事故が発生したことを知った場合には、直ちに、取扱代理店または弊社に通知していただく必要があります。
・正当な理由がなく、事故の発生に関するご通知がない場合には、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
・弊社の承認がないまま、相手方に対して損害賠償金の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますので、十分ご注意ください。

(2) 損害防止義務および損害防止費用について

事故が発生したことを知った場合には、損害の発生および拡大の防止に努めていただく必要があります。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、損害の発生および拡大の防止を行わなかった場合は、弊社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

(3) 他の保険契約等がある場合の保険金支払について

他の保険契約等（この保険で補償する損害と同様の損害を補償する保険契約または共済契約）がある場合で、それぞれの保険契約等につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、損害の額を超える場合は、弊社は、以下の額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(4) 代位について

損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合で弊社がその損害に対して保険金を支払った場合は、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、以下の額を限度とします。

① 弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(5) 保険金の請求書類について

「小規模保育総合補償制度のご案内」の「保険金請求書類」のページをご参照ください。

(6) 保険金のお支払時期について

弊社は、「(5) 保険金の請求書類について」の書類をご提出いただいた日（請求完了日）から、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、別途、その旨を被保険者へお知らせし、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。

(7) 時効について

保険金の請求権は、普通保険約款に定める保険金の請求権が発生したときから3年間で消滅します。3年を経過した場合は、時効により保険金をお支払いできなくなりますので、十分ご注意ください。

(8) 損害賠償請求権者の先取特権

損害賠償請求権者に先取特権（被保険者に他の債権者がいる場合であっても、損害賠償請求権者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利）があります。

9. 財産状況の変化による保険金の削減について

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

10. 加入者証などについて

加入者証は保険契約の内容を記載している重要な書類です。加入者証の表示内容をご確認の上、大切に保管ください。

11. 代理店の権限について

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

12. 個人情報の取扱いについて

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

13. ご相談窓口について

保険の内容に関する苦情・お問い合わせ・ご相談窓口	0120-877030 受付時間：平日（土・日・祝日・年末年始を除く。） の午前9時～午後5時
事故受付センター	0120-399061（フリーダイヤル）受付時間：24時間
指定紛争解決機関 （弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。）	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター （損害保険相談・紛争解決サポートセンター） 0570-022808（ナビダイヤル※1） ※1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。 一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは 03-4332-5241※2をご利用ください。 ※2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。 受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・12月30日～1月4日を除きます。） （いずれの番号も所定の通話料がかかります。） 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/)

〈別冊〉重要な事項等説明書 傷害保険（小規模保育総合補償制度用）

引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険株式会社

- 本書面はご加入にあたっての特に重要なお知らせが記載されております。「契約概要のご説明」には、商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項、「注意喚起情報のご説明」には、お客さまに不利益となる事項など特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細、ご不明な点につきましては、契約者、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- 保険の対象となる方(以下「被保険者」といいます。)にもここに記載した事項をお伝えください。

契約概要のご説明（傷害保険）

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

①商品の名称

普通傷害保険（学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）セット）

②商品の仕組み

この保険は、所定の学校等を保険契約者、その学校等に所属する児童等を被保険者とし、学校管理下中に急激、偶然、外来の事故により被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いします。

急激：「事故が突発的で、ケガの発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

偶然：「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

外来：「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する病気要因の作用でないこと」を意味します。

学校管理下中の詳細は、「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

(2) 補償内容

①主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

②主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

セットできる特約は「小規模保育総合補償制度のご案内」に記載されている特約のみとなります。

セットされている特約の概要につきましては「小規模保育総合補償制度のご案内」でご確認いただくか、契約者、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(4) 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間（保険のご契約期間）は「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

(5) 引受条件（ご契約いただく保険金額等）

ご契約金額の設定、その他引受の条件につきましては、以下の点にご注意いただくとともに契約者、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご加入いただくお客様の契約の保険金額につきましては、「小規模保育総合補償制度のご案内」、加入申込票でご確認ください。

①ご契約金額は被保険者の方の年齢などに照らして適正な金額となるように設定してください。

②入院保険金、通院保険金はそれぞれ他の補償項目のご契約金額との関係で上限が定められます。

2. 保険料

保険料は、保険金額、保険期間等によって決定されます。実際にご加入いただくお客様のご契約の保険料につきましては、「小規模保育総合補償制度のご案内」、加入申込票でご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料は、ご契約と同時に全額を現金でお支払いください。

4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はございません。

5. 解約返戻金の有無

「注意喚起情報のご説明（傷害保険）5. 解約返戻金の有無」を参照ください。

注意喚起情報のご説明（傷害保険）

1. クーリング・オフ説明書（契約申込みの撤回等について）

この保険は、法人・団体等が契約者となるご契約のため、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行うことはできません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務等）

①ご加入時において、弊社が告知を求めたもの（告知事項：加入申込票に☆印が付いている項目）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。告知した内容が事実と違っている場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

②死亡保険金の受取人は「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。（原則として被保険者の法定相続人にお支払いいたします。）

③被保険者の告知事項、その他加入申込票等の記載内容によっては、お引受けのできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。

(2) ご加入後における留意事項（通知義務等）

ご加入者の住所を変更される場合は、契約者、弊社代理店または弊社にご通知ください。

3. 責任開始期

(1) 保険責任の開始期は「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

(2) 保険料は、ご加入およびご加入内容の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、ご契約の弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。

4. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な事由）

「小規模保育総合補償制度のご案内」の「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5. 解約返戻金の有無

ご加入を解約される場合は、契約者、弊社代理店または弊社までご連絡ください。解約時の条件によって保険料を返還、または未払い保険料をご請求させていただきます。また、返還される保険料があっても多くの場合で払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご加入はぜひ継続することを検討ください。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

6. 重大事由による解除について

次の事実などがあるときは、保険金をお支払いできないことやご加入を解除させていただくことがあります。

- (1) 契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者、保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) 契約者、被保険者、保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力に関与していると認められた場合
- (4) 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合

7. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険期間によってそれぞれ以下のとおり補償されます。

- 保険期間が1年以内の場合：保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
- 保険期間が1年超の場合：保険金、返戻金等は原則として90%まで補償されます。^(※)

(※)主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%を下回ることがあります。

8. 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

この保険の対象となる事故が発生したときは、事故発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類

被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払請求を行うときには、所定の保険金請求書に加えて、弊社が提出をお願いする書類をご提出いただく必要があります。

(3) 保険金のお支払時期

弊社は、「(2)保険金の支払請求時に必要となる書類」に記載の書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは、弊社代理店または

弊社までお問い合わせください。

- (5) 代理請求人制度について（入院保険金や手術保険金等、被保険者ご本人がご請求される保険金のご請求について）

被保険者が、保険金のお支払対象となるケガを被り、保険金をご請求される前に意思表示ができなくなってしまった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

9. 補償重複について

補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償（特約）の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償（特約）の可否をご判断ください。

10. その他ご注意いただきたいこと

契約内容登録制度について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結ならびに事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。なお、確認内容は上記目的以外には用いません。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせ・ご相談窓口 ＜ジェイアイ傷害火災保険株式会社＞

【首都圏支店 03-6634-4311】

受付時間：平日午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く。）

事故受付センター

FAX の場合： 03-6220-1605

E-MAIL の場合： claims_dept@jihoken.co.jp

事故が発生した場合は遅滞なくご契約の弊社代理店または上記にご連絡ください。

指定紛争解決機関

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター （損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

0570-022808（ナビダイヤル*1）

*1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。

一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは

03-4332-5241*2をご利用ください。

*2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・12月30日～1月4日を除く。）

（いずれの番号も所定の通話料がかかります。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>）

個人情報の取扱いについて

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

ご加入内容確認事項＜（意向確認事項）＞

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客様のご意向どおりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。

本確認事項は万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お客様のご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客様のご希望を満たした内容であること、ご加入される上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解の上ご加入ください。

- (1) この保険は、お客様のご希望に沿って、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などへの備えとして提案させていただくものです。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がありましたら、取扱代理店または弊社までお申出ください。
- (2) 次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償の内容（保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など）、特約の内容
 - ②被保険者の範囲
 - ③保険金額（ご契約金額）
 - ④保険期間（保険のご契約期間）
 - ⑤保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと
- (3) 加入申込票の他の傷害保険契約等の有無・内容等および保険金請求歴等について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- (4) 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容をご確認ください。
- (5) この保険は、契約者である NPO 法人全国小規模保育協議会の会員である小規模保育園に所属する児童等を対象とした団体契約です。**対象とならない方はご加入いただけません**のでご注意ください。